

一般財団法人日本インドネシア協会 会則

2013年11月13日施行

(2015年6月12日更新)

第1条 (総則)

本会則は一般財団法人日本インドネシア協会（以下「当協会」と言う）の会員について必要な事項を定める。

第2条 (会員の種別)

当協会の目的に賛同した者は、会員となることができる。

2. 会員は、次の2種類とする。

- (1) 法人会員 別に定める会費1口以上を納付する法人および団体
- (2) 個人会員 別に定める会費を納付する個人

第3条 (入会の申請)

会員になろうとする法人及び団体、または個人は入会申込書を当協会に提出し、承認を得なければならない。

第4条 (変更連絡)

会員は入会時に申し出た情報等の変更があった場合、速やかに事務局へ届け出るものとする。

第5条 (会費)

第3条第2項の年会費の額は会員種別に応じて、以下のとおりとする。但し、年次途中に入会する場合は加入の月（入会申し込みが当該月前半の場合）又は、翌月（入会申し込みが当該月の後半の場合）から3月までの月割計算とする。

- (1) 法人会員 1口12万円
2口目以降、1口増すごとに6万円が加算される。
- (2) 個人会員 1口 6千円

第6条 (会費の納入方法)

会員は会費の納入を当協会が指定する銀行口座に振り込むこととする。

第7条 (会員資格の有効期限)

第4条に基づいて取得した会員資格の有効期限は、入会日から翌年の3月末日までとする。

第8条 (資格の自動更新)

会員は第8条に定める有効期間満了時までには、退会の申込みが無い場合には、自動的に会員資格が更新されるものとする。

第9条 (会員資格の譲渡の禁止)

会員資格は譲渡禁止とする。

第10条 (会員の特典)

会員は、無料で講演会に出席できる他、月刊誌、Eメールによるインドネシア通信のサービスを楽しむことができる。

第11条 (退会)

会員は、次の事由により退会する。

- (1) 法人・個人の申し出
- (2) 個人の死亡
- (3) 会費1年以上の滞納
- (4) 除名
- (5) 法人の解散

第12条 (除名)

当協会は、会員が次の各号の一つに該当するときは、当該会員に対し、除名、会員資格停止、その他必要な処置を取ることができる。

- (1) 本会則、その他、当協会の定める諸規則に違反したとき
- (2) 当協会の名誉を毀損し、または秩序もしくは品位を乱す行為があったとき
- (3) 入会申し込み時に届け出た情報に虚偽の申告があった場合
- (4) 当協会の管理及び運営に支障をきたす行為を行った場合
- (5) その他当協会が運営上必要と認めたとき

第13条 (既納会費の放棄)

当協会を退会した者は、既納の会費その他、当協会の資産に対して、返納を請求することはできない。

第14条 (その他)

- (1) 会員への情報提供の遅延、未達による損害に対して、当協会は責任を負わないものとする。
- (2) 会則の変更、サービスの停止や変更については、当協会のホームページ等で周知するものとする。
- (3) 個人会員の登録及び印刷物の送付及び、メール送信先については、海外を除き全て個人住所または個人メールアドレスでなければならない。
- (4) 当協会事務局を、東京都中央区入船3-7-2 35山京ビル902号室に置く。

附則 本会則は2013年11月13日から施行する。